



地域の皆さまに感謝の気持ちを込めて

第2弾



JA静岡市 合併30周年 ありがとうキャンペーン



[取扱期間] 令和5年6月12日(月)～令和5年8月31日(木)



合併30周年プレミアムありがとう定期貯金

募集総額
80億円

スーパー定期[3年・5年]

1契約 50万円以上1,000万円以下
(上限おひとり様 3,000万円まで)

組合員
(同居親族含む)
店頭表示金利

プラス

+年

0.15%

上乘せ!

(税引後 0.119%)

組合員以外の方

プラス

店頭表示金利

+年 0.05%

上乘せ!

(税引後 0.039%)

対象となる資金

他金融機関より新規お預け入れの資金(個人の方)



合併30周年ありがとう定期貯金Ⅱ

募集総額
40億円

スーパー定期[3年・5年]

1契約 20万円以上1,000万円以下
(上限おひとり様 1,000万円まで)

組合員(同居親族含む)

店頭表示金利

以下の金利適用条件に
2項目以上該当の方は

プラス

+年 0.08%

上乘せ!

(税引後 0.063%)

対象となる資金

令和5年4月以降に当JAの普通貯金にご入金いただいた資金(個人の方)
※20万円以上50万円未満の新規お預け入れを含む

金利適用
条件

- 給与振込 ● 年金振込 ● JAカード ● インターネットバンク ● 通帳レス口座 ● 投信残高有口座
 - 住宅・マイカー・教育ローン ● 五大公共料金(電気・電話・ガス・水道・NHK)のうち2種類以上の自動振替
- ※いずれも新規ご契約も含まれます。

※1 お取扱期間中であっても募集総額に達した場合、または諸事情により取扱を終了させていただく場合がございます。

※2 新規お預け入れとは、他の金融機関からの預け替え資金(募集期間中に他の金融機関から振り込まれた資金も対象となります)とさせていただきます。

● 上乘せ金利の適用は、初回満期日までとさせていただきます。

● 継続時は継続日における店頭表示金利が適用されます。

● 既存の定期貯金の満期や中途解約した資金でのご契約は対象外となります。

● 詳しくは裏面の商品概要説明書をご覧ください。

美和支店 ☎296-1121 豊田支店 ☎288-8460 藁科支店 ☎278-7185 下川原支店 ☎258-3138 上土支店 ☎261-8022
 松野支店 ☎294-1322 東豊田支店 ☎261-9308 中藁支店 ☎270-1121 あさはた支店 ☎245-7211
 しづはた支店 ☎294-9511 大谷支店 ☎237-1371 大里支店 ☎285-9148 西奈支店 ☎261-1177
 昭府町支店 ☎271-1956 高松支店 ☎237-3265 長田支店 ☎259-3221 千代田支店 ☎261-3461



【商品概要説明書】

商 品 名	<ul style="list-style-type: none"> ● スーパー定期〔複利型〕〔募集総額：80億円〕 (愛称：合併30周年プレミアムありがとう定期貯金) 	<ul style="list-style-type: none"> ● スーパー定期〔複利型〕〔募集総額：40億円〕 (愛称：合併30周年ありがとう定期貯金II) 		
販 売 対 象	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人(新規お預け入れの資金) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人(令和5年4月以降に当JAの普通貯金にご入金いただいた資金、または新規お預け入れの資金) 		
取 扱 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年6月12日(月)～令和5年8月31日(木) ※但し、予定した募集金額に達した場合は、その時点で募集を終了させていただきます。 			
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ● 定型方式 3年、5年 			
預 入	<ul style="list-style-type: none"> ● 一括預入 ● 総合口座通帳または定期専用通帳のみ(証書式は不可) ● 50万円以上1,000万円以下 ● 1円単位 ● 一契約1,000万円以下。(契約上限金額お一人様3,000万円まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一括預入 ● 総合口座通帳または定期専用通帳のみ(証書式は不可) ● 20万円以上1,000万円以下 ● 1円単位 ● 一契約1,000万円以下。(契約上限金額お一人様1,000万円まで) 		
1.預入方法 2.発行媒体 3.預入金額 4.預入単位 5.預入限度額				
払 戻 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ● 満期日以後に一括して払い戻します。 			
継 続 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ● 元利金継続 			
利 息	<p>[合併30周年プレミアムありがとう定期貯金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当JAの組合員資格(正組合員、准組合員)保有者とその同居親族に限り、預入時に店頭表示金利(スーパー定期3年、5年もの)に0.15%上乗せした金利を満期日まで適用します。 ● 組合員以外の方は、預入時に店頭表示金利(スーパー定期3年、5年もの)に0.05%上乗せした金利を満期日まで適用します。 ● 上乗せ金利の適用は初回満期日までとなります。自動継続の場合は、継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 	<p>[合併30周年ありがとう定期貯金II]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当JAの組合員資格(正組合員、准組合員)保有者とその同居親族で、所定の金利適用条件(給与振込、年金振込、JAカード、インターネットバンク、通帳レス口座、投信残高有口座、住宅・マイカー・教育ローン、五大公共料金のうち2種類以上の自動振替)に2件以上該当する場合は、預入時に店頭表示金利(スーパー定期3年、5年もの)に0.08%上乗せした金利を満期日まで適用します。 		
1.適用金利				
2.利払頻度 3.計算方法 4.税 金 5.金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 満期日以後に一括して支払います。 ● 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ● 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※ の分離課税となります。 ※ 令和19年12月31日までの適用となります。 ● 金利は窓口へお問い合わせください。 			
手 数 料	—			
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ● マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 			
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1)預入期間を、3年の定型方式とした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満……………解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満……………約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90% </td> <td style="vertical-align: top; padding-left: 20px;"> <p>(2)預入期間を、5年の定型方式とした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満……………解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満……………約定利率×30% ③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40% ④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50% ⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60% ⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70% ⑦ 3年以上4年未満……………約定利率×80% ⑧ 4年以上5年未満……………約定利率×90% </td> </tr> </table> <p>○インターネットバンキングでの解約手続きはできません。</p>		<p>(1)預入期間を、3年の定型方式とした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満……………解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満……………約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90% 	<p>(2)預入期間を、5年の定型方式とした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満……………解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満……………約定利率×30% ③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40% ④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50% ⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60% ⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70% ⑦ 3年以上4年未満……………約定利率×80% ⑧ 4年以上5年未満……………約定利率×90%
<p>(1)預入期間を、3年の定型方式とした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満……………解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満……………約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90% 	<p>(2)預入期間を、5年の定型方式とした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満……………解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満……………約定利率×30% ③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40% ④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50% ⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60% ⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70% ⑦ 3年以上4年未満……………約定利率×80% ⑧ 4年以上5年未満……………約定利率×90% 			
貯 金 保 険 制 度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 			
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店またはリスク管理課(電話：054-288-8416)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JAリスク管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。) 			
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 取扱期間内でも、諸事情により条件の変更または商品の販売を終了させて頂く場合があります。 ● 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 			